

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年5月から同年9月までは17万円、同年10月は18万円及び同年11月から6年5月までは15万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、上記訂正後の期間を含めた平成6年2月1日から同年6月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成6年2月から同年5月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から6年6月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額（9万8,000円）が、実際に支給されていた金額よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年5月から同年9月までは17万円、同年10月は18万円及び同年11月から5年2月までは15万円と記録されていたところ、5年3月12日付けで、申立人及び退職者を含む11人の標準報酬月額が遡及して（申立人の標準報酬月額は9万8,000円に）引き下げられていることが確認できる。

また、当時の事業主は、「申立期間当時、社会保険料を滞納していたので、社会保険事務所の指導の下、従業員の標準報酬月額を遡って減額する届出を提

出した。会社は倒産したため、当時の資料は無いが、従業員の厚生年金保険料は実際の給与支給額に基づく保険料を控除していたはずである。」旨を回答していることから判断すると、平成5年3月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものととは考え難く、申立人について4年5月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない。

さらに、前述の遡及訂正処理を行った日以降の期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成5年10月1日の定時決定において、9万8,000円と記録されている。

しかし、雇用保険の給付記録から、申立人の平成5年12月から6年5月までの期間における平均月額給与額は26万2,200円(離職時賃金日額8,740円)とされていたことが推認できる上、申立人と同様、減額訂正された同僚の給与明細書において、当該減額処理日の前後の期間に係る給与支給額に大幅な変化は見られず、かつ、その間に標準報酬月額を変動させなければならなかった合理的な事情も見当たらないことから考えると、5年3月12日以降の期間の標準報酬月額の記録については、有効な記録訂正とは認められない同日の減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、同年10月1日の定時決定における処理は有効な処理であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成4年5月から同年9月までは17万円、同年10月は18万円及び同年11月から6年5月までは15万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成6年2月から同年5月までの期間については、申立人と同職種であった当時の同僚が提出した給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、遡及訂正処理前の標準報酬月額をも上回っていることが確認できることから、申立人に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額についても、当該同僚と同様に、遡及訂正処理前の標準報酬月額をも上回っていたものと推認できるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成6年2月から同年5月までは、前述の雇用保険の給付記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成6年2月から同年5月までの期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主が申立人に係る標準報酬月額を引き下げて保険料を納付していたことを認めていることから、事業主は、当該期間の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておら

ず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 9 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで、A社B支店に外交員として継続勤務していたにもかかわらず、途中の期間である申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B支店には昭和 35 年 9 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで継続勤務しており、同社を一旦辞めて、再入社したことはない。」旨を主張している。

しかし、当時の同僚等からは、申立人が申立期間においてA社B支店に勤務していた旨の供述は得られず、申立人の申立期間における勤務実態等は確認できない。

また、A社C部が保管する、申立人の社会保険料徴収台帳を見ると、当該台帳に記載されている被保険者証記号番号、資格取得月日、資格喪失月日及び標準報酬月額がオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社C部は、「申立期間当時から外交員にはノルマがあり、ノルマ未達成の外交員は外部嘱託員となる制度があった。なお、外部嘱託員は厚生年金保険には加入させない取扱いであり、外交員から外部嘱託員となれば、勤務は継続していても厚生年金保険被保険者資格は喪失させていた。」旨を供述している上、オンライン記録によると、申立人が記憶する当時の同僚は、申立人と同様、同社B支店に勤務していたとされる期間であるにもかかわらず厚生年金保険に未加入とされている期間が確認できることから判断すると、申立人についても、同社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未

加入とされている期間があったと考えることも不自然ではない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から43年5月1日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の被保険者原票において、申立人を含む前後の被保険者 101 人のうち、オンライン記録により、脱退手当金の受給要件を満たし、かつ申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ3年以内に資格喪失している女性で、6か月以内に厚生年金保険被保険者資格を取得していない13人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、うち9人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、9人全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定されており、当該被保険者の中には「脱退手当金は会社が手続してくれて受給した。」旨を供述する者がいることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間以前に勤務していた未請求の被保険者期間については、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されており、当時、申立人からの申出がなければ事業主及び社会保険事務所（当時）がこれを把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはうかがわれない上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和43年6月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがわれない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月2日から30年8月18日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す表示がある上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年9月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがわれない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和40年9月1日まで、公的年金制度への加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがわれない。

さらに、申立人には、申立期間以前に脱退手当金の計算の基礎となるべき被保険者期間が複数確認できるところ、それぞれ申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されており、当時、請求者からの申出がなければ社会保険事務所（当時）がこれを把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいかがわれない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月1日から32年8月31日まで
② 昭和33年10月1日から34年11月6日まで

申立期間①及び②については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のため必要となる標準報酬月額を、社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答した旨が記載されている上、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和35年5月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

また、申立人には、申立期間以前に脱退手当金の計算の基礎となるべき被保険者期間が複数確認できるところ、それぞれ申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されており、当時、請求者からの申出がなければ社会保険事務所がこれを把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいかぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。